

質疑・回答書

告示番号	第77号	件 名	平成27年度猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥機械濃縮設備更新工事
No	質疑事項	回 答	
1	<p>特記仕様書9ページ 4. (2) 4) 【要求汚泥処理量:80m³/hr 以上にて上記汚泥処理能力: 10m³/m²・hr程度の性能を担保出来ることが確認可能な技術 的資料(フローシート、機器製作仕様書、機器容量計算書、 試運転報告書の実績資料)を提出すること】と記載されてい ますが、これは、【余剰汚泥にて80m³/hr・台以上で汚泥処理 能力が10m³/m²・hrであることが確認できる技術的資料の 提出】、技術的資料としては下記のもの ・納入した処理場名称(公共の下水処理場) ・フローシート ・機器製作仕様書 ・機器容量計算書 ・試運転報告書 ・供用開始後の運転実績が1年以上(実験機・仮設等は 含まない) と考えてよろしいでしょうか。</p>	御質問のとおりです。	
2	<p>特記仕様書19ページ 高分子凝集剤供給ポンプの吐出量8～24L/hは誤記で、 正しくは8～24L/minと考えます。</p>	御指摘のとおり、8～24L/minです。	
3	<p>濃縮機棟外壁(仮設配管貫通予定箇所)でのアスベスト使用の 有無についてご教示ください。</p>	アスベスト含有品の使用は有りません。	

質疑・回答書

告示番号	第77号	件 名	平成27年度猪名川流域下水道原田処理場3系污泥機械濃縮設備更新工事
No	質疑事項	回 答	
4	工期中にNo.3ベルト濃縮機(仮設)やNo.1, 2ベルト濃縮機が供用されることとなりますが、その間の高分子凝集剤は発注者にて負担と考えてよろしいでしょうか。	試運転段階における、高分子凝集剤は受注者負担とし、実稼働後は、発注者負担とします。	
5	工期中にNo.3ベルト濃縮機(仮設)やNo.1, 2ベルト濃縮機が供用されることとなりますが、その間の運転管理・維持管理は発注者にて実施と考えてよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。ただし、試運転段階で運転管理要領書を作成し、施設関係者に対し運転・維持管理説明会を行い、工期中は、必要があれば随時運転・維持管理指導の対応をお願いします。	
6	仮設フローシート(M-24) 屋外仮設のNo.3ベルト濃縮機の脱臭が考慮されていませんが、仮設脱臭ダクトは不要と考えてよろしいでしょうか。	仮設時は、濃縮機出口側が既設濃縮污泥貯留槽(脱臭有)に配管で直接接続されており、濃縮機内は負圧状態と考えています。よって脱臭ダクトは不要と考えています。	
7	No.3ベルト濃縮機仮設時の付属現場動力制御盤の一次側電源(配線含む)は別途電気設備工事の範囲と考えてよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp